

安全衛生に関する優良企業の評価項目（素案）

※下記評価項目は企業単位での評価項目とする。ここで従業員とは、当該企業に雇用されている全事業場の従業員とする。

※企業が中央労働災害防止協会の OSHMS 認定や中小企業労働安全衛生評価事業で一定の評価を得ているもの、建設業労働災害防止協会の COHSMS 認定を受けている場合は、関連項目について条件を満たしている見なす。

1. 企業の安全と健康に関する状況 ※すべての項目を満たさなければならない必須項目

1-1. 労働安全衛生法の遵守状況

- (1) 法定の安全衛生管理体制の整備、健康診断の実施等を行っているか
- (2) 過去5年以内に、労働安全衛生法等違反で送検され、違反が確定していないか

1-2. 労働災害発生状況

- (1) 過去1年以内に、法令違反による死亡災害又は障害等級7級以上に相当する労働災害、安衛則第96条に規定する事故（爆発事故、移動式クレーンの転倒事故など）、電離則第42条（放射性物質が多量に漏れる等の事故）に規定する事故を発生させていないか
- (2) 過去3年間のすべての年において企業全体の休業4日以上労働災害の発生率が、同業種の平均発生率を上回っていないか

1-3. 特殊健康診断の有所見率

- (1) 過去3年間のすべての年において特殊健康診断の有所見率が全国平均を上回っていないか

2. 安全で健康な職場作りの体制の整備

2-1. 安全衛生活動を推進するための組織体制等（参考 安全文化〈組織統率〉〈資源管理〉）

- (1) 従業員の健康や安全を担当する組織又は担当者があるか
- (2) 各事業場に健康や安全に関する責任者を任命しているか
- (3) 従業員の健康や安全を担当する組織又は担当者は、労働災害の発生状況を把握し、発

生原因を調査し、再発防止対策を検討しているか。

- (4) 労働災害の再発防止対策に関し従業員の意見を反映させているか
- (5) 再発防止策を周知徹底するための体制が整っているか

2-2. 安全衛生活動を推進するための計画的な取組（参考 安全文化〈積極関与〉〈動機づけ〉〈相互理解〉）

- (1) 企業のトップが従業員の健康や安全の確保を重視する方針を明文化しているか
- (2) 明文化した安全衛生推進の方針を従業員に周知、共有しているか
- (3) 企業のトップが労働災害の発生状況、従業員の健康状況、労働時間の状況、危険・有害業務に関する取組状況を把握しているか
- (4) 企業のトップは、各種の安全衛生に関する計画の実施状況に関し、報告を受けているか
- (5) 従業員の健康や安全を担当する組織又は担当者は、各種の安全衛生に関する計画実施状況を定期的に把握し、問題点があったかなどを検討した上で、その見直し結果を次期計画の策定に反映させているか
- (6) 各種の安全衛生に関する計画の策定や見直しに関し、労働者代表の意見なども反映させているか
- (7) 従業員の健康状況や労働災害の発生状況や安全衛生計画の進捗状況について、従業員と情報を共有しているか

2-3. 安全衛生教育（参考 安全文化〈学習伝承〉）

- (1) 企業のトップが従業員に対する労働安全衛生教育に関する方針を明文化しているか
- (2) 労働安全衛生教育に関する計画を策定し、実施しているか

2-4. 安全衛生に関する企業の見える化

- (1) 厚生労働省のあんぜんプロジェクトに参加していること。

3. 健康で働きやすい環境の整備

3-1. 健康管理の状況

- (1) 企業のトップが従業員の健康の保持・増進を重視する方針を明文化しているか

- (2) 明文化した健康の保持・増進の方針を従業員と共有しているか
- (3) 従業員の健康の保持・増進に関する計画を策定し、実施しているか
- (4) 健康診断結果を踏まえた健康教育や保健指導などのフォローを行っているか
- (5) 特定保健指導のため医療保険者への定期健康診断等の結果(特定健康診査の検査項目)の情報提供がなされているか
- (6) 従業員の保健指導等の医療保険者が行う保健事業について、従業員が参加しやすい職場環境の醸成の協力を行っているか。
- (7) 疾病を有する従業員が、治療しながら仕事を続けられるように社内の仕組みづくりや従業員への支援を行っているか

3-2. メンタルヘルス対策への取り組み状況

- (1) 企業のトップがメンタルヘルスに関する方針を明文化しているか
- (2) 明文化したメンタルヘルス方針を従業員と共有しているか
- (3) メンタルヘルスを改善するための計画を策定し、実施しているか
- (4) ストレスチェックを実施しているか
- (5) ストレスチェックの結果を集团的に集計・分析しているか
- (6) ストレスチェックの結果を踏まえ、職場環境の改善を進めているか
- (7) 従業員が利用可能なメンタルヘルスの専用相談窓口を設けているか
- (8) 一般職員、管理者等に対し、メンタルヘルスに関する情報提供、教育研修を行っているか
- (9) 心の健康問題により休職した従業員の職場復帰支援のプログラムを策定しているか

3-3. 過重労働防止対策の取り組み状況

- (1) 企業のトップが過重労働防止対策に関する方針を明文化しているか
- (2) 明文化した過重労働防止対策方針を従業員と共有しているか
- (3) 労働の負荷を軽減するための計画を策定し、実施しているか
- (4) 従業員の過重労働防止対策を担当する組織又は担当者は、全従業員の労働時間を適切に把握しているか
- (5) 休憩時間を除き 1 週間あたり 40 時間を超えて労働させた時間について、当該従業員にその情報を提供しているか

- (6) 労働安全衛生法第66条の8に基づく面接指導について、該当従業員に面接指導の案内など、従業員の申し出のしやすい取り組み・工夫を実施しているか
- (7) 年次有給休暇取得促進を図っているか
- (8) 時間外労働削減に向けた取組を行っているか

3-4. 受動喫煙防止対策の実施状況

- (1) いずれの屋内の職場においても、受動喫煙防止対策（全面禁煙、空間分煙など）を実施しているか

4. 安全でリスクの少ない環境の整備（リスクアセスメントの実施状況等）（参考 安全文化<危険認知>）

※本項目の対象は労働安全衛生施行令第2条第1号および同条第2号に掲げる業種に限る

- (1) 企業のトップが安全に関する方針を明文化しているか
- (2) 明文化した安全方針を従業員と共有しているか
- (3) 安全活動のための計画を策定し、実施しているか
- (4) 危険予知（KY）活動を実施しているか
- (5) 4S活動を実施しているか
- (6) ヒヤリ・ハット（HH）活動を実施しているか
- (7) 定期的に職場巡視が行われているか
- (8) 現場の従業員からの意見や情報を吸い上げる仕組み、工夫があるか
- (9) リスクアセスメントの実施の社内ルール（実施体制、実施責任者、実施手順、実施後の対応方法等）が定められているか
- (10) 社内ルールに基づいてリスクアセスメントが実施されているか
- (11) リスクアセスメントの実施結果は、関係する従業員に情報提供されているか
- (12) 事故等の緊急時対応が手順化され、関係者に教育訓練されているか

5. その他 ※必須項目

- (1) 上述の他、優良事業場として公表することにふさわしくない事情がないこと（たとえば、取扱商品等において多数の被害者を発生させている等）